

旭川空港駐車場管理規程

第1条 (趣旨)

旭川空港駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 (名称)

駐車場の名称は、旭川空港駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

第3条 (管理者)

駐車場の管理者は、旭川空港ビル株式会社（所在地上川郡東神楽町東2線16号98番地）とする。

第4条 (供用)

駐車場の供用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

2 この規程は、駐車場内に掲示して駐車場利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）の用に供する。

第5条 (規程の遵守)

利用者は、この管理規程を遵守しなければならない。

第6条 (供用時間)

駐車場の供用時間は、午前7時00分から午後9時30分までとする。

第7条 (供用休止)

駐車場の供用は、次の各号の1に該当する場合には、全部又は一部の供用を休止することができる。

- (1) 天災、地変による災害、火災、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
- (2) 保安上供用の継続が適当でないとき
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要な措置をとるとき
- (4) 旭川空港管理者より供用休止を命じられたとき
- (5) その他やむを得ない事由があるとき

第8条 (駐車車両の種類)

駐車場を利用できる車両（以下「車両」という。）は、道路交通法第2条第1項第9号の自動車（中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び第10号の原動機付自転車、マイクロバスとする。

第9条 (駐車料金)

駐車料金は、別表のとおりとする。

第10条 (入場及び駐車位置)

利用者は、入場する際に駐車場入口において駐車券を受け取り、駐車券は出場するまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者の指示した場所に駐車しなければならない。
- 3 管理者は、警備又は安全管理上必要な場合は、駐車位置を変更することがある。

第11条 (駐車拒否)

管理者は、駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の各号の1に該当する場合は、駐車を拒否し、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは積載物から液汁を出しているもの、又は積載物をこぼすおそれのあるもの
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき

第12条 (駐車場内の通行)

利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づき、次の各号を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では、徐行運転をすること
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること
- (4) 標識の表示又は管理者の指示に従うこと

第13条 (禁止行為)

利用者及びその関係者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、又は汚損すること
- (2) 所定の場所以外での喫煙又は火気を使用すること
- (3) たばこの吸いながら、紙くず、空き缶等その他不潔な物を捨てること
- (4) 他の車両の通行及び駐車を妨げること
- (5) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (6) 駐車場内で宿泊すること
- (7) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること

第14条 (交通事故等の届出)

利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくはその取付物を滅失、き損又は汚損したとき
- (3) 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき

第15条 (出場)

利用者は、出場の際駐車場出口の料金所に駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払わなければならない。

第16条 (出場拒否)

管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出場を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当の理由がなく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が駐車料金の支払いをしないとき

第17条 (駐車券を紛失した場合の手続き)

利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに所定の届書に入場日時その他必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出するときは、届出事項を証明する運転免許証その他証拠書類を管理者に呈示しなければならない。

第18条 (駐車期間)

利用者は、連続して14日以上駐車することはできない。ただし、利用者が書面をもって届け出た場合は、この限りでない。

第19条 (保管責任)

管理者は、利用者が駐車券を受取り入場したときから出場するときまで車両の保管責任を負うものとする。

第20条 (管理者の損害賠償)

管理者は、この駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠った場合を除いて、その車両の滅失又は損傷については損害賠償の責を負わない。

第21条 (車両の積載物又は取付物に関する免責)

管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置した貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について一切損害を賠償しない。

第22条 (供用休止等による免責)

管理者は、第7条の規定による供用休止によって生じた損害について一切損害を賠償しない。

第23条 (利用者の損害賠償)

利用者及びその関係者は、故意又は過失によりこの駐車場の諸設備又は他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

第24条 (放置車両)

管理者は、駐車開始後14日以上駐車し、かつ、駐車期間に届け出がない場合、又は届け出があってもその期間を経過するも引き取りがない車両については、これを放棄したものとみなすことができる。

この場合において、管理者は別に定める手続きに従い、この車両を処分することができる。

第25条 (この規程に定めのない事項)

この規程に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

平成23年6月3日から改正する。

平成24年4月1日から改正する。

	日帰料金制			宿泊料金制	備考
	入庫から1時間まで	以降1時間毎	1日最大料金	午前0時を超える毎	
普通自動車	無料	100円	500円	500円	
身体障害者	無料	50円	250円	250円	普通自動車料金の5割引
自動二輪車	無料	50円	250円	250円	普通自動車料金の5割引